

広域委員会・広域浜プラン策定調整協議会  
地域水産業再生委員会 機器事業  
担当者 各位

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会  
<公印省略>

令和2年度補正 競争力強化型機器等導入緊急対策事業  
【軽石対策】<海水こし器>の助成について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本協会の事業運営にあたりましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本年10月以降、海底火山「福德岡ノ場」の噴火によるものとみられる軽石が漂着している影響で、沖縄をはじめ各県で漁業の操業に支障が生じていることを踏まえ、標記事業を活用してエンジン冷却の障害となる軽石を除去する「海水こし器（ストレーナー、フィルター）」を交換・導入する場合の要件等を新たに整理し、追加募集を行うこととしました。

今回の募集に関しましては、1次募集、2次募集とは別に、「海水こし器」が必要な漁業者を対象に申請を受け付けます。

なお、令和4年3月31日までに機器設置工事完了が可能な申請とします。

但し、応募にあたりましては、まずは申請希望者一覧（添付ファイル参照）をメールにて送付いただき、各都道府県で計画申請者を取りまとめた上で、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 申請希望者一覧及び実施計画申請書提出締切  
年度内、適宜受付。  
※但し、申請者は令和4年3月末日までに設置工事完了が可能な漁業者
2. 計画承認及び交付決定通知  
令和3年12月～令和4年3月の間、毎月1回。
3. 事業実施者及び申請の要件等
  - ①浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランの取組に参加していること
  - ②漁業所得・償却前利益がその他の利益を上回ってなくても可
  - ③浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランの取組と併せて5年以内に漁業所得または償却前利益の10%以上向上の計画を提出すること
  - ④別記様式第8-1号の別添に記載する支援対象機器としては「生産性向上に資する機器ウ：海水こし器」にチェック
  - ⑤被代替機器の有無は問わない
  - ⑥セーフティーネット事業の加入は問わない
  - ⑦機器事業、リース事業、もうかる漁業との重複は可（既事業実施者、今後の海水こし器の重複も可）
  - ⑧対象漁業に関する資源管理の取組を行っていること

<対象機器の要件等>

- ①1 経営体あたりの台数の制限はなし
- ②助成対象は、「海水こし器」本体一式（キングストーン等）  
その他の付属機器、設置費用、レンタル費用、ランニングコストは助成対象外
- ③助成対象経費は、上記端末機器本体一式価格の1/2以内  
かつ、助成金の上限は2,000万円以内

<その他>

都道府県において同様の支援を実施している場合で、当該支援で導入する場合には、本事業の対象としない。

【東京都の支援の例】

漁船エンジンの冷却海水配管に、海水フィルター（ストレーナー、海水こし器）を設置する経費（上限額：10万円）を補助

以 上

<お問い合わせ先>

一般社団法人漁業経営安定化推進協会  
FAX：(03) 6895-0107  
TEL：(03) 6895-0100  
e-mail：kiki@gyoankyo.or.jp